

第13回 地域の安全・安心講座 協働

本講座もいよいよ最終回となりました。今回はコラボレーションについて考えてみたいと思います。コラボレーション（英：collaboration）は、共に働く、協力するとの意味です。しばしばコラボと略されます。協働と漢字では書かれることが多いようです。







行政と市民が協力し合っこそ、防災の実を挙げることができるのではないのでしょうか？本講座もいよいよ最終回となりました。今回はコラボレーションについて考えてみたいと思います。コラボレーション（英：collaboration）は、共に働く、協力するとの意味です。しばしばコラボと略されます。協働と漢字では書かれることが多いようです。

行政と市民が協力し合っこそ、防災の実を挙げることができるのではないのでしょうか？

第十三回講座の内容

第二部:地域防災

- 1 協働の必要性
- 2 協働場面の例示
- 3 警報の伝達
- 4 避難所の管理運営
- 5 災害時要援護者支援(避難等)
- 6 ボラセンの運営
- 7 児童・生徒の避難
- 8 更なる協働の促進



まず、協働の必要性ですが、御承知のように大規模災害になればなるほど被災地は広域となり被害は甚大となり膨大な救助力を必要とするでしょう。然しながら、現実の救助力は極めて限定的です。また、必要な救助力を緊要な時期と場所に投入するためにも市民自らが出来ることは市民自らが行うべきであり、市民として協力すべきでしょう。

自らの命は自らが守り、地域で協力し、そして行政とも協力することによって大規模災害に有効に対処できるものと思います。自助や共助は逐次に施策され意識も高まり逐次に進展していますが、コラボの分野これからであると思います。

1 協働の必要性



大規模災害の発生

広域、多種多様、膨大な救助力の必要性
however 実際の公助力には限界あり
so 広範かつ多様な国民の協力が不可欠

- 自助
- 共助
- 行政との協働

➡ 国民運動の展開

(コラボレーション)

参考: 災対法7条 住民は防災活動に寄与すべき義務

行政と市民がコラボし得る場面を列挙してみましよう。本スライドと次のスライドでそれらをお示しします。

対策本部等の支援というのは、理解に苦しむのかもしれませんが、夫々のレベルに設置される対策本部の業務は広範複雑多岐膨大且つ大半の要員は未経験であり昼夜の別なく勤務しなければなりません。従って、それらにある程度習熟している者をして支援させることが出来れば非常に効率的ですね。

避難誘導についても住民の支援なくしては実効性が上がりません。防災行政無線等による警報や避難指示等が全ての住民に徹底できるはずがありませんし、情報弱者も居ります。きめ細かく周知徹底するには住民の支援が欠かせません。行政と住民(共助組織を含み)の連携が重要です。

2(1)市民の協働場面 (1/2)




協働(コラボ)の場面は多々あり

- 対策本部等の支援
対策本部等の設営・運営
状況把握の補助
各避難所との連絡調整等
関係機関との連絡調整
ボラセンの運営等
- 避難
避難の周知・徹底、掌握
避難者の誘導(要援護者支援が重要)
残留者の有無確認
児童生徒の避難誘導支援



避難所の管理運営についても避難住民のみではなく、一般市民の支援が必要です。救援物資の管理についても市民の協力が必要です。


阪神淡路大震災時の経験ですが、行方不明者の捜索においては自衛隊や警察消防に対して住民側が行方不明者に対するきめ細かい情報を提供することにより効果的な捜索が出来るのです。

2(2)市民の協働場面(2/2) 

- 救援
避難所の管理運営全般
各種業務支援
救援物資の管理・仕分け・配分(阪神淡路の例)
- 行方不明者の捜索・救出等
虫の目情報の提供
(所在・行方不明者の捜索時期への詳細・具体的な情報提供が迅速な救出に不可欠) (阪神淡路大震災時の捜索例)
協働による救出や第一次救命

幾つかの場面についてやや具体的に説明しましょう。警報等の伝達要領はスライドの通りです。先般の北朝鮮の人工衛星と称するミサイルの打ち上げに際して J-ALERT が活用されましたが、事前の点検では問題もあったようです。

最近では、エリアメールの活用がかなり推奨もされ、適用地域も広がっております。

3(1) 警報・避難指示等の周知徹底
伝達要領の現状 

- 市町村長
所定の方法(伝達先、手段、伝達順位)で、住民及び関係ある公私の団体へ警報等
- 防災行政無線(J-Alert)、広報車、消防団の活用、指定放送業者、HP 等
- 個人の入手法
市町村が行う手段のほか
①ラジオ、テレビ等 ②エリア・メール

住民としてはどのようなことに心掛けるべきでしょうか？情報弱者に対する適切な処置を確立することも重要ですし、何よりも隣近所声を掛け合って情報を共有しましょう。



3(2) 住民による伝達支援

- 1 自治会や自主防災組織による警報や避難指示等の伝達(放送、拡声器等)
- 2 情報弱者に対する特段の処置
(FAX、直接訪問)
- 3 隣近所への声掛け

避難所の開設・運営等に関する現状はスライドの通りです。管理運営は当初は行政は施設管理者が主体とならざるを得ませんが、逐次に避難住民自らが管理運営を行うようになるべきでしょう。



4(1) 避難所の開設・運営等

- 避難所の指定者
災対法: 市町村長(地域防災計画で指定)
- 地域防災拠点のほか学校、公共施設及び民間施設から避難施設を指定
- 発災直後の緊急的な避難のみならず、被災者の臨時的な生活の場
- 管理運営
当初は行政や施設管理者が主体とならざるを得ないが、逐次に避難者が主体となるべき

避難所の管理運営の業務は、スライドに示している通り広範多岐にわたります。避難所運営マニュアルが整備されつつありますのでそれらを参考にして、夫々の避難所の特性に応じた管理運営がなされるように努力しましょう。

4(2) 避難所の管理運営協力



○避難所の業務内容

- 災害対策本部事務局への連絡事項の整理等
- 避難者名簿の作成及び管理・問い合わせ等への対応等
- 被災者向け各種情報の収集及び提供等
- 施設の安全確保、防火・防犯等
- 食料・生活物資の配給、不足物資等の要請等
- 負傷者、災害時要援護者の支援等
- 衛生環境の管理、ごみ処理等・ボランティアとの調整等 等々

○住民の積極的参画が不可欠

避難所運営業務は多種多様

避難所運営スタッフ 行政や施設管理者では限定

ボランティアも当初は限定的

避難者に近い者の支援の有効性

地域防災上の喫緊の課題は何と言っても、災害時要援護者対策でしょう。枠組みはスライドの通りになっています。住民の協力が不可欠です。

5(1) 災害時要援護者対策



○災害時要援護者対策が**喫緊の課題** (最近の災害時の被災者の大半が高齢者等)

○避難支援ガイドラインの策定と計画化

- ①情報伝達体制の整備
- ②災害時要援護者情報の共有
- ③災害時要援護者の避難支援計画の具体化
- ④避難所における支援
- ⑤関係機関等との連携

○全体計画と個別計画

○住民の協力が不可欠

市町村という住民に最も近いレベルではスライドの通りに取り組むことが求められています。

5(2) 災害時要援護者対策の進め方



市町村における取組手順

- ①要援護者の特定
- ②要援護者情報の収集・共有
(福祉・防災部局、自主防災組:委員等)
- ③避難支援プランの策定
(一人一人の要援護者に対して、災害時に誰が支援して、何処に避難させるか等の計画で「全体計画」と「個別計画」を策定)
- ④全体計画: 対象者の考え方(範囲)、役割分担、支援体制等を含む



個別計画が、要援護者個々に関する具体的な支援計画です。

5(3) 住民による具体的な支援(個別計画)



個別計画(避難者個々に対する支援計画)

- 共有した要援護者情報を基に作成
- 要援護者本人も参加して避難支援者、避難所、避難方法を確認
- 個別計画の配布:要援護者本人、避難支援者、要援護者が同意した者に対して
- 避難支援者の選定:自助、共助の順で
- 在宅の難病患者:関係機関との連携、病院への搬送等の避難計画
- 個別計画の更新・管理等 (情報管理に注意)
- 気が知れ、要援護者の状況をよく承知し、且つ直ちに駆けつけることが可能な者

その計画策定の現状に関する新聞記事を紹介します。何とも寂しい限りです。個人情報保護法との関連及び住民の積極的な協力が無いからでしょうか？名簿の整理はある程度できるとしても具体的な支援計画としてブレイクダウンするにはまだまだ時間が掛かるのかも知れません。間に合わなかったという事態にはなりたくないですね。

5(4) 計画策定の現状



読売新聞2012年4月6日埼玉県版の記事から

県内63市町村の防災アンケート結果

○個別計画策定済: 15市町

○要援護者名簿を整理: 37市町

他の都道府県も同様の状況か？
喫緊の課題にどう対処すべきか？行政のみ
の問題ではなく、己の問題として捉えるべきで
はないだろうか？

今般の東日本大震災においても、各地にボランティアセンターが設立され、多くのボランティアを受け入れました。ボラセンの基本的な事項はスライドの通りです。

6(1) ボラセンの運営



○ボラセンの役割(前回既説明)

① 理念: 協働、被災者主体、地元主体

② 設立・運営: 定型なし

○組織構成法: 公設公営、民設民営、公設民営等

参加主体: 社会福祉協議会、行政機関、ボランティア団体等
単独又は協働型等(近年協働型増加)

③ コーディネーターの役割大

地域熟知者、平素から関係機関との連携
組織運営力(総合調整力、中長期的視点等)

④ 平素からの準備が重要

適任者確保、ネットワーク、ノウハウの共有、
マニュアル化、資器材の準備、事前指定

ボラセンの運営には相応のスタッフが必要です。ここに市民が協力できる場面があるのです。望まじき条件としてはスライドの通りですが、マニュアルもありますので、誰でも対応出来る筈です。地域を良く知っている者がどうしても必要です。社協等に登録してみましょう。

6(2)ボラセン(VC)スタッフについて

- 運営形態や規模により異なるが、相応のスタッフの確保が必要であり、
市民の協力が不可欠
- 望ましき条件
 - ・ 講座・事前研修等終了者で、登録された者
 - ・ 災害救援活動経験豊富なNPOや被災経験のある者
 - ・ 業務の継続性上長期にわたり支援可能な者
 - ・ 地域熟知者

児童生徒の避難についても気になります。特に石巻大川小学校の例があったからかもしれません。住民の協力できる分野があるかもしれません。先生方の手に余る部分を住民が支援したらどうでしょうか？

7 児童・生徒の避難等

- 東日本大震災石巻市大川小学校の避難失敗
- 在校時:
 - 学校の管理下で避難行動
 - 安全確認後地区毎集団下校
 - 保護者による引取り
- 登下校時:
 - 最寄りの避難所へ避難
- **住民による協力**
 - 学校支援、集団下校時等の誘導等

長期間にわたり連載して参りましたが、読者諸氏が本講座から何かを感じ実践して頂ければ筆者としてこれに勝る喜びはありません。有難う御座いました。山下 拝



講座修了について



13回にわたる当講座も今回をもって
終了致します。当講座が地域の防犯・防
災に幾何でも裨益したのであれば幸甚
之に過ぐるものではありません。ご愛顧御
礼申し上げます。

